

議案第八四号

国民宿舍三朝温泉会館運営審議会設置条例の制定について

国民宿舍三朝温泉会館運営審議会設置条例を別紙のとおり制定する。

昭和四十一年十二月十六日提出



三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾三年拾月六日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

国民宿舍三朝温泉会館運営審議会設置条例

(設 置)

第一条 国民宿舍三朝温泉会館事業の適正な運営を図るため、国民宿舍三朝温泉会館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、町長の諮問に依じ、国民宿舍三朝温泉会館事業の経営の基本に関する事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に関する事項について必要があると認めるときは町長に意見を述べることが出来る。

(組 織)

第三条 審議会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちからそれぞれ当該各号に定める数の範囲内において町長が委嘱する。

一 町議会議員

四名

二 学識経験者

三名

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 委員は、再任されることができる。

(会長、副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長各一名を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2. 会長は会務を総理する。

3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2. 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3. 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、審議会が定める。

附

則

(施行期日)

1. この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。

(審議会委員に関する経過措置)

2. この条例施行の際、国民宿舍三朝温泉会館設置条例(昭和三十八年三朝町条例第二十二号)第六条の規定に基づき現に在職する国民宿舍三朝温泉会館運営委員会の委員は、その任期中に限り、この条例に基づく国民宿舍三朝温泉会館運営審議会の委員として引き続き在職するものとする。